別表第二（第六十二条、第六十五条関係）

工事の種類	認可を要するもの	事前届出を要するもの
発電所 一　［略］ 二　［略］ （一）　［略］ （二）　［略］ 1　原動力設備 (1)　水力設備 イ　ダム ロ～ル　［略］ (2)～(5)　［略］ 2　［略］ (1)～(7)　［略］ (8)　遮断器	1　［略］ ［略］ 1・2　［略］ 3　（一）中欄の発電設備に係る遮断器であって、周波数低下による事故の拡大を防止するために設置するもののうち法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電圧三十万ボルト以上のものの設置	1・2　［略］ ［略］ 1・2　［略］ 3　洪水吐きゲート用予備動力設備の設置又は取替え（大気汚染防止法第二条第二項に規定するばい煙発生施設（以下「ばい煙発生施設」という。）に該当する出力五百キロワット以上の発電設備に係るものに限る。） 4　［略］ ［略］ ［略］ 1・2　［略］ 3　周波数低下による事故の拡大を防止するために設置する遮断器であって、法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電圧三十万ボルト以上のもの（中欄に掲げるものを除く。）の設置 4　［略］

別表第二（第六十二条、第六十五条関係）

［同上］	［同上］	［同上］
一　［略］ 二　［略］ （一）　［略］ （二）　［略］ 1　［同上］ (1)　［同上］ イ　［同上］ ロ～ル　［略］ (2)～(5)　［略］ 2　［略］ (1)～(7)　［略］ (8)　［同上］	1　［略］ ［略］ 1・2　［略］ 3　（一）中欄の発電設備に係る遮断器であって、周波数低下による事故の拡大を防止するために設置するもののうち法第三十八条第三項各号に掲げる事業の用に供する電圧三十万ボルト以上のものの設置	1・2　［略］ ［略］ 1・2　［略］ 3　洪水吐きゲート用予備動力設備の設置又は取替え（大気汚染防止法第二条第二項に規定するばい煙発生施設に該当する出力五百キロワット以上の発電設備に係るものに限る。） 4　［略］ ［略］ ［略］ 1・2　［略］ 3　周波数低下による事故の拡大を防止するために設置する遮断器であって、法第三十八条第三項各号に掲げる事業の用に供する電圧三十万ボルト以上のもの（中欄に掲げるものを除く。）の設置 4　［略］